

分野別措置事項

1 IT関係

ア 情報通信ネットワークインフラの整備促進

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
線路敷設の円滑化 (国土交通省)	冬期・年度末の路上工事抑制措置について、道路交通に及ぼす影響等をも勘案しつつ平成17年度までの間は試行的に緩和を図る。	措置 (試行)	措置 (試行) 引き続き 実施する ことにつ いて検討 ・結論		(国土交通省) 「第一種電気通信事業者の線路敷設の円滑化を図る措置の実施に当たっての基本的な考え方について」（平成13年2月15日付け国道利第5号・国道国第21号、国土交通省道路局路政課道路利用調整室長・国道県道路保全対策官通知）により、平成13年度から5年間、第一種電気通信事業者が光ファイバーケーブルを敷設するために行う工事であって、年度当初に想定し得ず、かつ、緊急性が高いことが合理性を有すると認められるものについては、工事箇所等について必要な調整を行い、道路交通に著しい影響を与えない範囲で抑制を緩和する措置を講じているところであり、平成16年度においても引き続き同様の措置を講じている。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
高速道路の高架橋脚空間の活用 （国土交通省）	高速道路の高架橋脚空間への光ケーブルの敷設の方策について検討する。	検討・結論 （17年度中の道路関係4公団民営化時まで結論）			（国土交通省） 高速道路の高架橋脚空間の活用については、下記により関係道路管理者に通知し、高速道路の高架橋脚空間への光ファイバケーブル等の敷設については、橋梁構造及び道路管理に支障を及ぼすおそれがない場合には占用を許可することとする措置を講じている。 「電気通信設備等の共同収容のうち占用の許可を受けた管路の所有者等が当該許可に基づく権利及び義務の範囲内で行う他の電気通信事業者等の電気通信設備等の設置に係る取扱いについて」の一部改正について（平成17年3月24日付け国道利第42号道路局路政課長通知）	
IRU方式による芯線貸しに関する道路占用目的変更規制の緩和 （国土交通省）	IRU（Indefeasible right of user：破棄し得ない使用権）方式による芯線貸しに係る道路占用の目的変更許可手続について、道路管理上特段の支障がある場合を除き、届出で足りることとする。	措置			（国土交通省） 平成17年3月に、IRU方式による芯線貸しに係る道路占用の目的変更許可手続について、道路管理上特段の支障がある場合を除き、届出で足りることとするよう通達を发出。	
周波数割当ての見直し （総務省）	有限希少な周波数資源のより一層の有効利用を促進するため、周波数割当ての見直しを引き続き実施することとし、特に、超高速ネットワークインフラ等の形成を推進するため、以下の周波数割当ての見直しを重点的に実施する。					

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	a コビキタスネットワークの基盤的ツールとして期待されているRFID（電子タグ）向けの周波数として、物流分野において要望が強いUHF帯から新たに周波数を割り当てることについて検討する。	検討・結論			（総務省） 電波監理審議会に対して、高出力型950MHz帯パッシブタグシステムの技術基準の制定及び周波数割当に関して諮問を行っていたところ、平成17年3月23日に無線設備規則の一部改正及び周波数割当計画の一部変更について答申を得た。これを受けて、UHF帯電子タグ（高出力型950MHz帯パッシブタグシステム）について、関係の省令等を改正。	
	b 世界無線通信会議において、無線LAN用に5.3GHz帯及び5.7GHz帯が追加配分されたことを受け、当該帯域に係る技術基準の策定・周波数割当等、所要の措置を講ずる。	措置			（総務省） 5.3及び5.7GHz帯を使用する無線LANの技術的条件について平成15年10月、情報通信審議会に諮問し、気象レーダ等の既存無線局との詳細な周波数共用検討を経て、平成16年11月に一部答申を得たが、このうち5.7GHz帯を使用する無線LANについては、船舶レーダと周波数共用することから、安全航行の確保のため国際標準化を待って制度化することが適当とされたところ。 これを受け、欧米のDFS（レーダーと無線LANの周波数共用技術）検討状況が進んでいないため、支障のない5.3GHz帯だけを先行して措置することとし、5.3GHz帯を使用する無線LANに限り、平成17年2月9日の電波監理審議会に省令等の改正案を諮問、平成17年5月に制度化予定	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	c 超広帯域無線方式(UWB:Ultra Wide Band)の利用が可能となるよう、国際的な動向を踏まえ、必要な技術基準の制定等所要の制度整備に向けた検討を行う。	検討・結論			(総務省) UWBについては、2004年10月のITUにおいて2005年10月まで検討期限の延長が決定されたこともあり、国内でも引き続きITU等における国際的な検討と整合を図るよう、UWB無線システムの導入について慎重な検討を行っていくこととした。また、ITUにおいて早期の結論が得られるように、関係者の協力のもとで実証実験等を行っているところであり、有意義な結果についてはITUの議論に反映していく予定。	
周波数再配分・割当制度の整備 (総務省)	周波数割当てを抜本的に見直すに当たって、その再配分・割当てが円滑に行われるスキームを構築する必要があることから、以下の事項について措置する。					
	a 迅速かつ透明な周波数再配分の実施 無線LANや情報家電等の新たな電波需要に対し、周波数を迅速に再配分していくため、既存の免許人が退出する際、一定条件下において当該免許人の損失を補填する「給付金」制度を導入するとともに、新規免許人が周波数割当てにおいて競合する場合に「給付金」財源の負担割合や電波有効利用に対する寄与度を比較審査の際の考慮事項とするなどといった、客観的な基準の下で市場原理を活用した比較審査制度を導入する。 (第159回国会に係る法案提出済)	法案成立 後公布・ 施行			(総務省) 平成16年2月17日、迅速かつ透明な周波数再配分を実施するため、給付金制度及び比較審査制度を内容のひとつとする「電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案」を第159回通常国会に提出し、同年5月12日に可決・成立、同年5月19日に公布された。 給付金制度及び比較審査制度に係る部分については、同年7月12日から施行された。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	<p>b 電波登録制度の導入</p> <p>無線LAN等について、有限希少な電波を最大限有効利用し、事業者の自由な参入や事業展開を可能とするという観点から、現行制度上無線局免許が必要なもの（空中線電力が10mW超）について、事後チェック型の管理制度（登録制）を導入する。</p> <p>（第159回国会に係る法案提出済）</p>	<p>法案成立 後公布</p>	<p>施行</p>		<p>（総務省）</p> <p>平成16年2月17日、一定の条件を満たす無線局の免許に係る事前規制を一部緩和し、無線局の登録制度を導入することを内容のひとつとする「電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案」を第159回通常国会に提出し、同年5月12日に可決・成立、同年5月19日に公布された。</p> <p>登録制度に係る部分については、平成17年5月に施行を予定。</p>	
<p>電波利用料制度の抜本的見直し （総務省）</p>	<p>電波利用料制度について、電波利用料の性格についての見直しも含め、抜本的に制度を見直す。</p> <p>この際、公的機関に割り当てられた周波数に関しても、その効率的な利用を促すため、利用料制度を導入することについて検討する。</p>	<p>検討・結論</p>			<p>（総務省）</p> <p>平成17年2月8日、電波の有効利用を推進する観点から、電波利用料の負担の在り方を見直して電波の経済的価値に係る要素等を勘案した料額を定めるとともに、電波利用共益費用の使途の範囲を見直す等の電波法の一部を改正する法律案を第162回国会に提出した。</p> <p>なお、公的機関の扱いについては、「電波有効利用政策研究会」最終報告書（平成16年10月1日公表）を踏まえ、原則徴収、例外は減免（政策的配慮）とするとの基本的な考え方を確認する一方、その制度化については、国及び地方公共団体による電波の有効利用努力の公表等を優先実施し、その成果が不十分であれば、速やかに制度化すると整理した。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
地上テレビジョン放送のデジタル化完了後の空き周波数の利用方法の検討 （総務省）	地上波テレビジョン放送のデジタル化に伴い、アナログ放送の終了後テレビジョン放送以外の用途に割当可能となる周波数について、諸外国の動向を調査するとともに、電波の特性に応じた最適な利用方法について検討を進める。	調査・検討	調査・検討	調査・検討	（総務省） 地上波テレビジョン放送のデジタル化により、約100MHzの帯域が平成24年以降テレビジョン放送以外の用途で使用可能となるよう周波数割当計画を変更した。（平成13年7月25日総務省告示第477号） また、米国、英国等諸外国における地上波テレビジョン放送の周波数構成、アナログ放送の停波時期等について調査を行った。今後とも、平成24年以降に使用可能となる約100MHzの周波数について、諸外国の動向を引き続き把握するとともに、電波の特性に応じた最適な利用方法について、継続して検討を行う。	
特定無線設備の技術基準適合自己確認制度の適用範囲の拡大 （総務省）	特定無線設備の技術基準適合自己確認制度の適用範囲を拡大することについて、毎年度検討するとともに、特段の支障がないとの結論を得た機器については、順次当該制度を適用する。	検討	検討・一定の結論	検討・（一定の）結論	（総務省） 特定無線設備の技術基準適合自己確認の適用範囲の拡大について検討を行うため、「特定無線設備等に係る市場調査」を実施した。 現段階における市場調査による技術基準不適合設備の発生状況、登録証明機関が行う審査に持ち込まれた無線設備の技術基準への不適合の割合の状況等を踏まえ、引き続き、今後の改善状況を注視する必要があることから、17年度政府予算案においても、国による市場調査を行うための措置を講じている。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
ソフトウェア無線設備に関する技術基準適合証明方法の導入 （総務省）	ソフトウェア無線技術を利用した無線設備について、ソフトウェア無線技術の研究開発動向を見極めつつ、当面実用化が見込まれるものについて技術基準適合証明の方法等を検討し、必要に応じ措置を講じる。	検討・結論			（総務省） 当面は、5GHz帯無線LAN(小電力データ通信システム)のチャンネル変更についてのソフトウェア無線技術の利用が見込まれることから、当該チャンネル変更を制度化するための特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和56年郵政省令第37号)において、当該技術の利用を可能とする措置を講じることとし、平成17年2月9日の電波監理審議会に諮問された当該省令改正案に関連の規定を盛り込んだ。	

イ 電気通信事業における競争政策の推進

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
競争状況の評価の実施 （総務省）	透明性・客観性に配慮しつつ、早急に電気通信事業における競争状況を分析・評価する手法を確立し、競争状況の評価を適切に実施する。	逐次実施			<p>（総務省）</p> <p>平成15年度の電気通信事業分野の競争状況の評価を実施し、その評価結果を平成16年6月28日に公表した（平成15年度は「インターネット接続領域」）。</p> <p>また、15年度の評価結果をふまえ、平成16年度の競争評価を実施すべく、平成16年10月に「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針」及び「電気通信事業分野の競争状況に関する平成16年度実施細目」を策定・公表したところである。これらに基づき、平成16年度は「移動体通信」領域を対象とした競争評価を実施した（平成17年4月26日に評価結果（案）をパブリックコメントに付した）。</p>	
IP化の進展に即した事業者間接続料への見直し （総務省）	平成17年度以降の接続料については、トラヒックの減少及びNTT東西が従来の電話網への新規投資を抑制しているという環境変化を踏まえ、更なる競争を促進するという観点から適切な算定方式を検討する。	措置			<p>（総務省）</p> <p>情報通信審議会において、平成17年度以降の接続料の算定方法に関する検討が行われ、平成16年10月に答申（「平成17年度以降の接続料算定の在り方について」）を受けたことから、同答申を踏まえ、接続料規則（平成12年郵政省令第64号）の改正を行った。（平成17年4月1日施行）</p>	
外国政府等との協定等に係る認可の見直し （総務省）	外国政府等との協定等については、認可制自体は維持しつつも、例えば、国際計算料金の引下げなど我が国の利用者の利益に悪影響を与えるおそれが少ないと考えられる協定又は契約については、認可対象から外す。	措置			<p>（総務省）</p> <p>外国政府等との協定等において当事者が取得し、又は負担すべき金額が減少する場合には、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）の改正により、認可対象から外した。（平成16年4月1日施行）</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
携帯電話における番号ポータビリティの導入 （総務省）	携帯電話の番号ポータビリティ導入について、研究会において利用者利益等の観点から検討し、速やかに報告を取りまとめる。	できるだけ早期に取りまとめ			（総務省） 携帯電話の番号ポータビリティの導入について、平成16年4月28日に「携帯電話の番号ポータビリティの在り方に関する研究会」報告書が取りまとめられた。	
NTTの在り方 （総務省）	<p>a NTTグループの経営形態等については、今後ともネットワークのオープン化を始めとする公正競争環境の整備の推進状況とNTT関係の各事業会社が独立した経営体として相互に公正競争を行う状況を以下のように引き続き注視するとともに、公正な競争を促進するための施策によっても十分な競争の進展が見られない場合は、通信主権の確保や国際競争の動向も視野に入れ、NTTの在り方等の抜本的な見直しを行う。</p> <p>(a) NTTのグループ経営の改善と公正競争の確保を図る観点から、地域通信網の開放の徹底、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモに対するNTT持株会社の出資比率の引下げを含むNTTグループ内の相互競争の実現、NTT東西の経営効率化の推進等を内容として作成された競争促進のための自主的な実施計画の実施状況を引き続き注視する。</p>	引き続き注視	引き続き注視	引き続き注視	<p>（総務省）</p> <p>平成13年10月25日、電気通信市場の競争促進のための自主的な実施計画がNTTから公表・報告された。これを受け、同月26日に「電気通信市場の競争促進のための自主的な計画の実施について」を公表した。</p> <p>その後、平成14年10月29日、NTTから電気通信市場の競争促進のための自主的な実施計画の実施状況が公表・報告されたことから、これを受け、同月30日に「電気通信市場の競争促進のための自主的な実施計画の一層の推進について」を公表した。</p> <p>今後とも、引き続き着実かつ速やかな実施を要請するとともに実施状況を注視する。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	(b) NTTグループ企業間のファイアウォールの在り方に関し、平成11年7月のNTT再編時のファイアウォールの遵守状況を引き続き注視する。	引き続き注視	引き続き注視	引き続き注視	(総務省) NTT再編時のファイアウォールについて、遵守状況の点検を行い、平成14年2月22日に点検結果を公表した。これについて意見募集を行った結果を踏まえ、同年4月8日に「NTT再編成時のファイアウォールの遵守について」により東・西NTT及びNTTコミュニケーションズを指導した。 今後とも、引き続き注視する。	
	(c) また、NTT東西間における競争の促進状況について、十分注視し、必要に応じ人的を始めとするファイアウォールの設置その他の手段により実質的な競争を実現するための有効な措置を講ずる。	必要に応じ措置			(総務省) 東・西NTT間における競争の進展状況について注視している。	
	b 以上のほか、日本電信電話株式会社法(NTT法)等における規制について、国の安全確保や電気通信の公共性の確保等に配慮しつつ、以下の措置を講ずる。 (a) 国の安全確保に係る措置については、必要に応じて、外為法の運用強化を含む有効な措置を講ずる。	必要に応じて措置			(総務省) 電気通信分野における国の安全確保のために有効な措置の在り方について、平成14年2月の情報通信審議会「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第二次答申」の中で取りまとめられた。 今後とも、国の安全確保や電気通信の公共性の確保等の状況の変化を注視しつつ、必要に応じて措置する。	

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	(b) NTT持株会社及びNTT東西に係る外国人役員規制の在り方については、WTO基本電気通信合意上、我が国がNTTに係る外資規制と一体として当該制限を留保してきた経緯を踏まえ、必要に応じ、外資規制の在り方と一体で検討し、措置する。	国の安全確保や電気通信の公共性の確保等の状況の変化を注視しつつ、必要に応じて措置			(総務省) NTT持株会社及び東・西NTTに係る外国人役員規制の在り方については、平成14年2月の情報通信審議会「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第二次答申」を踏まえ、当分の間、緩和を行わないこととするが、今後の国の安全確保や電気通信の公共性の確保等の状況の変化を注視しつつ、必要に応じて措置する。	
	(c) NTT持株会社に係る政府保有株式数規制については、緩和する方向で検討を進める。	引き続き検討(結論)				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考	
事項名	措置内容	実施予定時期					
		16年度	17年度	18年度			
公益事業に関する分野横断的な競争促進ルールの整備 （公正取引委員会、総務省、経済産業省、国土交通省） <エネエの再掲>	近年、電気、ガス、通信、航空といった公益事業分野における規制緩和の進展に伴い、従来から事業法に基づく公益事業を営んできた事業者と、規制緩和により新たに市場に参入した新規事業者との間での紛争が生じている。公益事業分野における規制緩和の実効性を確保するためには、このような紛争を明確なルールと迅速な対応により防止・解決することが極めて重要であり、市場監視の強化と、より実効的な競争政策の立案・執行が不可欠となっている。このような状況を踏まえ、規制緩和の実効性を確保する観点から、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）（以下「独占禁止法」という。）による公正取引委員会の監視に加え、各事業所管官庁においても、次の措置を講ずる。						
	a 公益事業分野における市場監視の強化 競争制限的行為に関する苦情受付体制の整備等により、情報収集を強化するとともに、市場における競争状況（市場参入の状況や優越的地位にある事業者の市場行動など）を調査する。	逐次実施				<エネエの再掲>	
	b 公益事業各分野における競争政策の強化 競争制限的行為に関する情報収集・調査によって得られた結果に基づき、市場におけるルールの策定、競争を促す効果のある行政措置の自らの実施、及び関係する他の所管官庁への提案を行う。	逐次実施				<エネエの再掲>	

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	<p>c 複数の公益事業分野における公正競争ルールの整備</p> <p>通信と電力、電力とガス等の相互参入が進展し、複数の事業分野にまたがる事業活動が展開され、それとともに分野横断的な競争に際しての紛争事例が今後も生じる可能性がある。このような実態を踏まえ、事業規制が引き続き存在し、独占禁止法では必ずしも実効性が確保できない競争上の問題について、実効性のある市場ルールを策定し、実効性のある行政措置の発動が可能となるよう、各分野の実態を踏まえて適切なルール等の整備を行う。</p>	逐次実施			<エネエの再掲>	
	<p>d 公正取引委員会、各事業所管官庁との関係</p> <p>上記を実施するに当たっては、公正取引委員会、各事業所管官庁は、密接な連絡を取り、事業者に混乱が起らないように措置することは言うまでもないが、競争促進目的や手段における公正取引委員会と各事業所管官庁の権限の差異に応じて、目的・手段に即して最も適切な仕組みを持つ者がその任に当たる。</p>	逐次実施			<エネエの再掲>	
	<p>e 事業所管官庁における中立性確保</p> <p>事業所管官庁が上記のような競争促進措置を講ずるに当たっては、事業法分野によっては、より専門的な見地や、より公平・中立な立場からの市場監視を実効的に行い得る厳正中立な体制の構築・強化を検討する。</p>	逐次実施			<エネエの再掲>	

ウ IT利活用の推進

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
民間保存文書の 電子的保存の容 認 （内閣官房及び関 係府省）	法令により民間に保存が義務付けられている財務関係書類、税務関係書類等の文書・帳票のうち、電子的な保存が認められていないものについて、近年の情報技術の進展等を踏まえ、文書・帳票の内容、性格に応じた真実性・可視性等を確保しつつ、原則としてこれらの文書・帳票の電子保存が可能となるようにすることを、統一的な法律（通称「e-文書法」）の制定等により行うこととする。	早期に法案提出			（内閣官房及び関係府省） 「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）」、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第百五十号）」を第百六十一回臨時国会に提出し、可決、成立。平成十七年四月一日に施行。	
個人情報の保護 （内閣府及び全府 省） <金融オ、医療ア bに再掲>	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の全面施行（平成17年4月1日）に向け、関係施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進を図るとともに、個別分野における個人情報の適正な取扱いが担保されるよう法制上の措置その他の必要な措置を講ずる。	措置			（内閣府及び全府省） 平成16年4月2日に「個人情報の保護に関する基本方針」を閣議決定した。また、同基本方針に基づき、法の全面施行（平成17年4月1日）に向けて、制度の広報・啓発ガイドラインの策定・見直しを推進するとともに、医療・金融・信用情報通信の各分野ごとに、個別の措置としてとりまとめたところ。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
電子的手段による資格保有等証明の推進 （内閣官房、総務省、法務省、経済産業省及び関係府省）	重要情報のオンライン転送に当たり、医師、弁護士等の本人性、資格保有等の証明を電子的にできるようにするため、既存認証制度に対する属性情報追加等のニーズ把握を早期に行うとともに、制度の在り方について検討する。	16年中に 検討・結論			（内閣官房、総務省、法務省、経済産業省及び関係府省） 内閣官房、総務省、法務省、経済産業省及び関係府省による検討の結果、次の結論に至り、平成16年12月7日開催のIT戦略本部に報告したところである。 「現行制度の下で、行政書士、税理士、社会保険労務士等の資格者団体が認証局を運用し、本人性及び資格保有を証明しているほか、国が資格者名簿を有する医療関係者についても、現行制度を前提として資格認証も含めた認証基盤の整備を進めている。 このようなことからすると、他の公的資格についても一定の信用性を担保した上での電子的証明が可能であると考えられること、また、資格認証に関する制度創設のニーズがないことから、現時点においては、現行制度の下でそれぞれの必要性等を踏まえ、認証基盤を整備していくことが適当である。 なお、電子申請においては、資格者等が代理人となって手続を行うことができないシステムもあることから、引き続き電子政府構築計画に基づき、代理人による申請が可能となるよう対応していく必要がある。この際、地方公共団体に対する電子申請においても、代理人による申請が可能となるよう、政府としてその取り組みを促進していくことが重要である。」	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
民法法人等の総会議決権行使の電子化 （内閣府、法務省）	民法・中間法人及びNPO法人の総会の議決権行使などを他の民間企業と同様に電子的に行えるよう検討し、法制上の措置を講じる。	検討	措置		（内閣府） 特定非営利活動法人の社員総会に出席しない社員の総会議決権行使について、特定非営利活動促進法は書面による行使を規定した民法第65条第2項を準用していることから、法務省における法制上の措置に関する検討状況について注視しているところ。 （法務省） 内閣官房を中心として行われている公益法人制度の抜本的改革の動向を注視しつつ、検討を行っている。また、中間法人の社員総会の議決権行使の電子化を含む中間法人法の整備を内容とする「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を第162回国会に提出。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
電子的手段による債権譲渡の推進 （総務省、法務省、経済産業省及び関係府省）	電子的な手段による債権譲渡（「電子手形サービス等」）を推進するための制度の見直しについて、現行法上、原則として確定日付のある通知・承諾が必要とされている債権譲渡の対抗要件の在り方を含めて検討する。	16年中に 検討・結論			（法務省） 「電子的な手段による債権譲渡の推進」については、IT戦略本部（高度情報通信ネットワーク社会推進本部）において決定されたe-Japan重点計画2004において、「新たな法律の制定も視野に入れて検討し、2004年中に結論を得る。検討の結果を受けて、2005年までに制度の骨格を明らかにする。」こととされていることも踏まえて、経済産業省等の関係省庁と共同して、関係する業界、事業者からのヒアリングを実施するなど、電子債権法制の整備の前提となる実務界の具体的なニーズが何であるかを調査しているところである。 （経済産業省） 「電子的な手段による債権譲渡の推進」については、新たな法律制度（電子債権法制）の制定を視野に入れ、法務省等の関係省庁と共同して、関係する業界や事業者からのヒアリングを実施するなど法制度の基礎となるニーズの調査や実務上の問題点の検討を行っているところである。	
管轄裁判所合意の電子化 （法務省） <法務アの再掲>	第一審の管轄裁判所に関する合意を電磁的方法によりした場合における当該合意の効力の制限を見直す。	第159回国会に法案提出。 成立後、公布・施行			<法務アの再掲>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
目論見書等の電磁的方法による提供における要件の明確化 （金融庁） <金融ウ の再掲>	証券取引法に規定する交付書類（目論見書等）の電磁的方法による提供が認められるための要件である 当該ホームページアドレス等の顧客ファイルへの記録、顧客が閲覧していたことの確認、については、「ホームページアドレスの記録をした旨、及び目論見書の閲覧を口頭で確認し、その会話については録音する等」の手段が可能と解されているが、法令等解釈の明確化の観点から、事務ガイドライン等において明確化する。	措置			<金融ウ の再掲>	
目論見書の電磁的方法による提供における記載事項維持要件の緩和 （金融庁） <金融ウ の再掲>	目論見書を電磁的方法により提供する際、5年間の記載事項の維持が要件とされているが、個々の投資家から当該目論見書の閲覧請求があった場合には、当該目論見書の情報を電子メールにより送信する方法、当該目論見書の情報を印刷したものを郵送する方法、その他の方法によることができることとする。	措置			<金融ウ の再掲>	
学校法人における財務情報の開示促進 （文部科学省） <教育ア の再掲>	a 学校法人に対し、財務書類及び背景となる事業方針等を分かりやすく説明した事業報告書の公開を法律で義務付ける。また、広く周知を図るという観点から、財務書類及び事業報告書の記載内容をインターネット上のホームページに掲載することを促進する。 （第159回国会に係る法案提出）	法案提出等所要の措置	4月施行予定		<教育ア の再掲>	
	b 財務書類及び事業報告書のインターネット上のホームページにおける公開状況について毎年調査し、公開が進まない場合は、その更なる推進方策について検討する。	16年度以降継続的に検討			<教育ア の再掲>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
大学の情報公開の促進 （文部科学省） <教育ウ bの再掲>	広く周知を図るという観点から、大学に関する情報全般をインターネット上のホームページに掲載することを促進する。	措置			<教育ウ bの再掲>	
医療提供者に関する情報公開 （厚生労働省） <医療ア の再掲>	医療機関の医療機能、業務内容、医師の専門分野、診療実績などに関する客観的に比較可能な情報公開を促進する。 そのため、医療に関する各種情報のデータベース化、ネットワーク化を行い、国民が容易に情報にアクセスできる環境の整備を実施する。	逐次実施			<医療ア の再掲>	
診療情報の電子化など医療分野でのIT利用促進 （厚生労働省）	医療の質の向上と効率的な医療提供体制の構築に向けて、処方せん、診断書、出生証明書を始めとする様々な診療情報の電子化など医療分野のIT利用促進を図るための方策を包括的に検討し、結論を得る。	9月までに検討・結論			（厚生労働省） 「医療情報ネットワーク基盤検討会」において、医療分野の書類の電子化、診療録等の電子保存（e文書法への対応含む）及び医療分野の公開鍵基盤等について包括的に検討し、平成16年9月に最終報告をとりまとめた。同報告書を踏まえ、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行等について」（平成17年3月31日付け医政発第0331009号・薬食発第0331020号・保発第0331005号厚生労働省医政局長・医薬食品局長・保険局長連名通知）を発出した。	
オンラインによるレセプト請求原則化のための条件整備	a 厚生労働省が「保健医療分野の情報化に向けたグランドデザイン」（平成13年12月）において、設定しているレセプト電算処理システムの導入目標（全国の病院レセプトについて平成16年度5割以上、平成18年度7割以上）を確実に達成する。	全国の病院レセプトについて16年度5割以上、18年度7割以上の電算処理システムの導入の確実な達成			<医療イ の再掲>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
（厚生労働省） <医療イの再掲>	b 電子化に関する環境の整っている調剤レセプトについては、厚生労働省が平成13年12月に病院レセプトについて策定した目標を視野に入れた保険薬局のレセプト電算化の普及状況に応じた目標設定を行い、確実な達成を図る。	目標設定に応じた確実な達成			<医療イの再掲>	
	c IT化のメリットを最大限に享受し医療事務の効率化を図るために、レセプトの電子処理方法を確立するに当たっては、プライバシーの保護、セキュリティの確保を図りながら、オンライン請求を中心とする電子的請求の原則化の確実な実現に向けて所要の措置を講ずる。	逐次実施			<医療イの再掲>	
	d 医療機関のオンライン請求への参加を促進するため、オンライン請求における提出書類の簡素化を図るとともに、医療機関側のオンライン請求導入時のコストを軽減するための具体的な方策を検討する。なお、一定期間経過後、オンライン請求に参加しない医療機関については、その参加を促進するための所要の措置を講ずる。	検討・結論・その後速やかに措置			<医療イの再掲>	
e 社会保険診療報酬支払基金や国民健康保険団体連合会のレセプト電算処理関連のコンピュータに関しては、厚生労働省の数値目標が達成された状況を想定した更新計画を立て、その計画内容を広く開示するなど、情報提供を行う。 また、計画に際しては当該システム開発の関係者に加え、第三者の意見を求め、計画の妥当性や経済性を検証する。	逐次実施					

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
審査支払機関から保険者への電子的手法によるレセプト提出 （厚生労働省） <医療イの再掲>	a 電子的手法により保険医療機関や保険薬局から提出されたレセプトについては、社会保険診療報酬支払基金などの審査支払機関から保険者への提出についても、保険者の求めに応じ電子的手法による提出が可能となるよう検討を行い、その結果を踏まえ速やかに措置し、一定期間経過後は電子的手法による提出を原則とする。	検討・結論・その後速やかに措置			<医療イの再掲>	
	b レセプト以外の現在紙ベースでの提出、保存を義務付けている日計表などの添付文書についても電子データによる医療機関等から保険者への一連の提出、保存が可能となるよう見直す。		措置		<医療イの再掲>	
電子レセプトの規格の充実・強化及び使用の普及促進 （厚生労働省） <医療イの再掲>	a レセプト電算処理システムの一層の普及のため、用語、コードの統一による請求事務の効率化等について医療機関への周知徹底を図る。	措置			<医療イの再掲>	
	b 社会保険診療報酬支払基金など審査支払機関は、電子レセプトに対応した投資を集中的に行い、一連の審査業務全般にわたって電子的手法を活用した方式を開発するなど、審査の質の向上と効率化を図る。		一部措置	逐次実施	<医療イの再掲>	
電子カルテシステムの普及、医療用語・コードの標準化	厚生労働省が「保健医療分野の情報化に向けたグランドデザイン」（平成13年12月）において設定している電子カルテの導入目標の確実な達成に向け、以下の措置を講ずる。					

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
準化・徹底等 （厚生労働省） <医療イ の再掲>	a 電子カルテにおける用語・コード・様式（施設間で安全・確実に医療情報を交換するための規格や電子カルテに入力を行う際のインターフェース）の標準化を図ることが必要である。病名については標準化を図り、平成14年6月から適用しているが、早急に普及促進を図る。検査名、手術名・処置名、医療材料名についても平成16年度中に標準化を図り、その普及を促進する。また、普及に当たっては、医師等の国家資格取得段階から標準化した病名などの用語等の使用を促進する。	逐次実施 一部措置（検査名、手術名・処置名、医療材料名の標準化は16年度）			<医療イ の再掲>	
	b カルテにおける用語・コードとレセプトとの整合性を図り、将来的にカルテからレセプトが真正に作成される仕組みについて検討し結論を得る。	逐次実施			<医療イ の再掲>	
	c レセプトオンライン請求のためのコードは、電子カルテに用いるコードとの整合性を図り、相互の連結・利用が可能なものとする。	措置			<医療イ の再掲>	
	d オーダーエントリーシステムの導入、バーコードによる患者誤認防止システムなどのITを使った医療安全対策を一層推進する。	逐次実施			<医療イ の再掲>	
複数の医療機関 による患者情報 の共有 （厚生労働省） <医療イ の再掲>	安全で質の高い患者本位の医療サービスを実現するために、個人情報保護など一定の条件を備えた上で、患者情報を複数の医療機関で共有し有効活用ができるよう措置する。	逐次実施			<医療イ の再掲>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
電子カルテ等診療情報の医療機関外での保存 （厚生労働省） <医療イの再掲>	診療を行った医療機関からの依頼を受けて、当該医療機関以外の事業者が電子カルテ等診療情報の保存を行う場合は、その事業者がデータ管理上必要不可欠な場合に、委託医療機関の了承を得て行う場合のみ、保存しているデータを見ることができることを含め、個人情報と管理についての遵守の義務が確保されている場合には、医療機関等以外であっても保存を認める。	措置			<医療イの再掲>	
遠隔医療等の医療分野のIT化の推進 （厚生労働省） <医療イの再掲>	a 高度な医療サービスを効果的、効率的に提供できるよう、病診連携や病病連携と併せて、遠隔診断等の遠隔医療を推進する。 また、各種データ交換の際のフォーマット、電子的情報交換手順、情報セキュリティ技術等の標準について早急に確立し、積極的な普及策を講ずる。	推進			<医療イの再掲>	
	b 病院内のチーム医療と同等な高レベルの処方チェックを可能とすべく、ITを活用した薬局機能の高度化について検討し、今後とも規制改革推進のため、所要の措置を講ずる。	逐次実施			<医療イの再掲>	
医療用具の製品標準書等の電子媒体での利用 （厚生労働省） <医療イの再掲>	医療用具の製品標準書ならびに手順書を電子媒体で作成、保存することを認める。	措置			<医療イの再掲>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
21 医薬品に関する 情報提供の促進 （厚生労働省） <医療力 の再掲>	通達の運用を見直し、現状、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構を通じて行っている医療用医薬品の添付文書や製品回収情報等のインターネットによる提供について、一般消費者（患者）が医薬品情報を十分に入手できるよう、広く周知するとともに、一般消費者（患者）にとって医療用医薬品情報についても入手しやすくなるような情報提供についての方策を検討し、措置する。	逐次実施			<医療力 の再掲>	
22 小児医療（小児救急）の充実 （厚生労働省） <医療ク cの再掲>	夜間・休日における救急医療体制、小児科医による対応が可能な救急病院について、インターネットによる情報提供等、地域住民への広報活動を推進する。	逐次実施			<医療ク cの再掲>	
23 保育所等に関する情報公開、第三者評価の推進 （厚生労働省） <福祉イ aの再掲>	a 第三者評価自体の客観性を高めるため、例えば、財団法人こども未来財団が運営する「i - 子育てネット」の「保育所一覧」の中で多様な主体による第三者評価が容易に比較できるような仕組みを整備する。	逐次実施			<福祉イ aの再掲>	
（文部科学省） <福祉イ bの再掲>	b 地方公共団体や関係団体のホームページ上などで、幼稚園の自己点検評価等の情報が閲覧できるようにする。	逐次実施			<福祉イ bの再掲>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
24 バリアフリー化等の推進 （警察庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省） 〈福祉ウ の再掲〉	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）に基づき、公共交通機関、歩道、信号機等のバリアフリー化を推進するとともに、使いやすい情報通信関連機器、システムの開発等による情報バリアフリー環境の整備等を推進する。	逐次実施			〈福祉ウ の再掲〉	
25 日本版バイドール制度の拡充 （内閣官房、経済産業省及び関係府省）	日本版バイドール制度（国等の委託による研究開発の成果である知的財産権を受託者に帰属させることができる制度）の拡充により、国、地方公共団体などの資金により製作されるコンテンツ等の著作権を製作者に帰属させることができるようにする。	措置			（内閣官房、経済産業省及び関係府省） 「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」（平成16年法律第81号）により、国の委託等に係るコンテンツに係る知的財産権を受託者等から譲り受けないことができることを制度化（平成16年9月施行）。 同法の施行を受け、関係府省に対し説明会を開催し、コンテンツ版バイ・ドール規定の周知を図った。 また、経済産業省では、コンテンツ版バイドール規定を踏まえた委託契約フォーマットを策定、省内に広く通知した。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
26 既存コンテンツ資産のブロードバンド上での再利用の促進 (内閣官房)	ブロードバンド上におけるコンテンツ流通を促進するため、著作権法上の裁定制度の利用促進など既存コンテンツの再利用の促進、ブロードバンドサービスを利用した放送の著作権法上の位置付け等について検討する。	検討・結論			<p>(内閣官房)</p> <p>著作権者不明等により著作物の利用許諾契約が締結できない場合に、「著作物の裁定制度」を円滑に利用できるよう、手続きの見直しを行い、「著作物利用の裁定申請の手引き」を2005年3月に公表した。</p> <p>また、ブロードバンドサービスを利用した放送の著作権法上の位置付けについて、関係省庁において検討を行った。今後、そのような放送の活用に向けて関係者間の協議を奨励するとともに、著作権法上の位置付けについて、市場や国際的な動向も踏まえつつ検討を行うなどにより、コンテンツの活用を促進する。</p>	
27 コンテンツの流通手段としてのインターネットの位置付け検討 (内閣官房)	現在の著作権制度では放送とインターネット配信の位置付けが異なっているが、これについて、コンテンツ利用におけるインターネットの重要性の増大に応じた見直しを検討する。	検討・結論			<p>(内閣官房)</p> <p>インターネット配信については、WIPO著作権等常設委員会における視聴覚的実演や放送機関に関する新条約（「放送機関の保護に関する条約（仮称）」及び「視聴覚的実演に関する条約（仮称）」）の作成に関する議論に、文化庁著作権分科会国際小委員会における議論等も踏まえて積極的に参画した。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
28 NHKのBSデジタル放送の在り方 (総務省)	NHKのBSデジタル放送に関し、NHKに期待される役割、他の民間放送事業者との公正有効競争の確保の観点、BSアナログ放送とBSデジタル放送のサイマル放送期間を勘案しつつ、保有メディアの数及びスクランブル化の実施について検討する。	検討	検討	検討(結論)	<p>(総務省)</p> <p>NHKのBSデジタル放送の在り方については、引き続き検討中であり、現時点での考え方は以下のとおりである。</p> <p>NHKのBSデジタル放送の保有メディアの数については、BSデジタル放送についてNHKが先導的役割を果たすことが期待されていることにかんがみ、BSアナログ放送による標準テレビジョン放送が終了するまで現在の数を維持することとする。</p> <p>また、BSアナログ放送による標準テレビジョン放送が終了した後については、放送普及基本計画(昭和63年郵政省告示第660号第1の1(2)ア(イ)(D))に基づいて、NHKのBS放送の必要性、周波数事情その他の事情を勘案し、2番組(主たる放送の番組数)を超えないことを前提に、NHKのBS放送全体を見直すこととする。</p> <p>なお、NHKのBSデジタル放送のスクランブル化の実施については、引き続き検討する。</p>	
29 東経110度CSへの電気通信役務利用放送法の適用 (総務省)	東経110度を軌道位置とするCSに関し、現在通信用に割り当てられている左旋円偏波の周波数を放送に使用できるようにすること及びその際電気通信役務利用放送法を適用することについて検討し、早急に結論を得る。	検討・結論			<p>(総務省)</p> <p>「放送分野における個人情報保護及びIT時代の衛星放送の在り方に関する検討会」において検討し、平成17年2月24日に当検討会報告書が公表。総務省では、当報告書を踏まえ、東経110度CSにおける左旋円偏波に電気通信役務利用放送法を適用することについて意見募集を行った。平成17年度中に所要の措置を講ずる予定。</p>	

エ 電子政府・電子自治体の推進

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
会社設立に関する諸手続についての電子化 （法務省、総務省、財務省、厚生労働省） ＜法務イの再掲＞	起業者が会社設立に要している時間や事務負担を大幅に削減する観点から、会社設立に関する諸手続（会社設立登記後の各種申請等の公的手続を含む）の電子化を引き続き一層推進する。	継続的に実施			＜法務イの再掲＞	
登記のオンラインによる一括申請及び登記事項の電子化 （法務省） ＜法務イの再掲＞	企業の負担を軽減する観点から、本店及び支店の登記を一括してオンラインにより申請することができるようにする。 また、利用者の利便性向上の観点から、登記情報の電子化を早期に完了する。	措置			＜法務イの再掲＞ ＜法務イの再掲＞	
債権譲渡登記制度の拡充 （法務省） ＜法務イの再掲＞	債権譲渡登記のオンライン申請について、債権個数5,000個を上限とする制限を廃止し、情報量による制限（1,500キロバイトを上限とする）のみとする。	措置			＜法務イの再掲＞	
交通事故証明書の申請・交付の電子化 （警察庁）	電子的手段による交通事故証明書の申請・交付の可否について調査・検討し、結論を得る。	検討・結論			（警察庁） 調査・研究結果を踏まえ、平成17年度中を目途に、オンライン申請について試験的に運用を開始する予定。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
建設業に係る許可申請の電子化 （国土交通省） <住宅工23の再掲>	建設業許可に係る申請、届出等手続について、インターネット等を利用した申請等が可能な部分からのシステム整備を図る。	逐次実施			<住宅工23の再掲>	
宅地建物取引業に係る免許申請の電子化 （国土交通省） <住宅工24の再掲>	宅地建物取引業の免許に係る申請、届出等手続について、インターネット等を利用した申請等が可能な部分からのシステム整備を図る。	逐次実施			<住宅工24の再掲>	
公共工事における政府調達の子化 （国土交通省及び関係府省） <住宅イの再掲>	平成13年10月から一部の直轄事業でインターネットを活用した電子入札・開札を開始、原則として、平成16年度までにすべての直轄事業で電子入札・開札を導入する。 なお、国土交通省においては、公共事業支援統合情報システム(CALS/EC)を平成16年度までに構築する。	措置			<住宅イの再掲>	
輸出入・港湾関連手続のワンストップサービスの一層の推進 （財務省、厚生労働省、農林水産省、法務省、国土交通省、	a 輸出入・港湾関連手続に係る各種申請手続について、関係省庁は改めて、各種申請書類の削減、申請事項の削減、申請手数料の見直し等、申請手続や申請書類の徹底した省略、簡素化を図り、速やかにワンストップサービスの一層の推進を図る。	16年度以降できるだけ早期に実施			<運輸イの再掲>	
	b 民間システムとの連携等を推進し、国際標準等への適合も視野に入れつつ、より信頼度が高くかつ運用コストの低廉な新しいシステムの構築について検討し、既存業務・システムに係る最適化計画を	17年度末までのできるだけ早期に措置			<運輸イの再掲>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
経済産業省) ＜運輸イ の再掲＞	策定する。					
Sea-NACCS と Air-NACCSの統合 (財務省) ＜運輸イ の再掲＞	Sea-NACCSとAir-NACCSの統合については、平成16年度に行う税関システムの刷新可能性調査の一環として検討を行う。その後、民間利用者等との意見調整を行った上で、当該統合を実施するか否かについての結論を出し、これを平成17年度末までのできる限り早期に策定する最適化計画に反映させる。	検討	検討・結論		＜運輸イ の再掲＞	
自動車保有関係 手続のワンストップサービスの 推進 (警察庁、総務省、 財務省、経済産業 省、国土交通省、環 境省) ＜運輸ア の再掲＞	a 自動車保有に関する手続（検査・登録、保管場所証明、自動車関係諸税等の納付等）のワンストップサービス化について、平成17年稼働開始に向けて、関係法令の着実な整備を図るとともに、システムの実用化に係る試験運用を行う。なお、軽自動車についてワンストップサービス化する際には、現在は軽自動車検査協会が独自に行っている軽自動車の登録管理についても接続のインターフェイスを統一すること等により、申請者負担の軽減が図られるようにする。	試験運用	システム稼働（17年中）		＜運輸ア の再掲＞	
(国土交通省) ＜運輸ア の一部再掲＞	b 自動車登録事項等証明書の電子的手段による交付及び照会を可能とした上で、保険加入等関連手続として車両登録確認が必要な場合、電子証明書を持つ保険会社が契約者名（車両所有者）、登録番号又は車台番号で照会を行い、車両確認することでの必要書類の取	検討（17年システム稼働に間に合うように結論）			＜運輸ア の一部再掲＞	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	付に代えることを検討する。					
苦情・紛争処理に関する総合案内窓口の整備 （司法制度改革推進本部及び関係府省） <法務アの再掲>	利用者が苦情・紛争処理機関に関する必要な情報に的確にアクセスできるようにするための方策を検討し、各苦情・紛争処理機関に関する情報（組織、業務内容、過去の実績等）と苦情・紛争処理に関する諸手続等の情報を総合的に取りまとめ、データベース化した苦情・紛争処理に関する総合案内窓口（ポータルサイト等）について、これを各都道府県単位の整備するなどにより全国的な利用を可能とするよう、所要の支援策等を講ずる。	引き続き措置			<法務アの再掲>	

オ その他

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
無線局免許申請等における添付書類の簡素化 （総務省）	無線局免許申請において提出が義務付けられている回線経路図及び通信路構成図について、代替情報の確保による省略化を図る。	措置（9月省令公布、17年5月施行）			（総務省） 無線局免許手続規則(昭和25年11月30日電波監理委員会規則第15号)の一部を改正し、無線局事項書及び工事設計書の様式を改めるとともに、添付図面についても審査に必要最小限とし、簡素化を図った。(平成17年5月9日施行)	
電波利用料の納付方法の見直し （総務省）	無線局の開設年度の翌年以降における電波利用料の納付時期を、免許年月日にかかわらず全総合通信局で統一した時期に、当該免許人が保有している全無線局分の電波利用料を一括して振り込むことを可能にする。	検討	検討・結論		（総務省） 平成16年度においては、措置内容に係る電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)の一部改正案について意見募集を行った。平成17年度第1四半期に同規則を施行する予定。	
高周波利用設備に関する設置許可基準の緩和 （総務省）	高周波出力が5kWまでの超音波設備に関し、他の無線通信に支障をきたさないという結論を得た場合は、早急に個別の設置許可を不要とする。	措置			（総務省） 電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第46条の2を改正し、超音波設備の型式の指定に係る高周波出力の条件を3kWから5kWに変更した。(平成17年3月28日施行)	
外国籍機の不定期便における航空事業用の通信の可能化 （総務省）	不定期便の外国籍機に開設された無線局と航空事業者が開設する航空局の間で直接通信することができないこととされている航空事業用の通信を可能とするよう、電波監理審議会に諮り、結論を踏まえ、対応を行う。	措置			（総務省） 電気通信業務を行うことを目的とする航空局が開設されていない飛行場に開設されている航空運送事業の用に供する航空局と外国の航空機局との間の正常運航に関する通信を可能とするため、電波法施行規則(昭和25年11月30日電波監理委員会規則第15号)の一部を改正した。(平成17年3月3日施行)	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
IT技術者に係る資格の相互認証等 （経済産業省、法務省） <法務ウ aの再掲> > （経済産業省） <法務ウ bの再掲> > （経済産業省） <法務ウ cの再掲> >	IT技術者などの専門的・技術的分野の業務に従事する外国人を一層積極的に受け入れ、我が国における高度な技術や知識を有する人材の確保を図るため、以下の事項について実施等行う。 a IT技術者に関する上陸許可基準等、外国人受入れ関連制度の見直しを行い、引き続き所要の措置を講ずる。	逐次実施			<法務ウ aの再掲>	
	b 我が国経済の発展に貢献する海外の高度な人材を確保する観点から、IT技術者の資格の相互認証については、各国の国家資格のみならず、高水準の民間資格もその対象とする。	逐次実施			<法務ウ bの再掲>	
	c IT技術に関する我が国における外国人に対する試験制度についても、日本語による試験のみならず、その代替手段として英語等による試験を実施することを検討し、結論を得る。	検討・結論			<法務ウ cの再掲>	
インド人IT技術者等の数次査証手続の簡素化 （外務省） <法務ウ の再掲>	インド人IT技術者について、在外公館限りで数次査証を発給できるようにするために申請人に必要とされる在職年数要件を5年から1年に緩和する。 また、インドの在外公館が所在する各都市に所在する日系企業商工会会員たる日系企業であり、かつ本邦に経営基盤若しくは連絡先を有する企業（日系企業には駐在員事務所を含む）のビジネスマンについて、在外公館限りで数次査証を発給できるようにする。	措置			<法務ウ の再掲>	